

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年2月14日(2013.2.14)

【公表番号】特表2012-512176(P2012-512176A)

【公表日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【年通号数】公開・登録公報2012-021

【出願番号】特願2011-540971(P2011-540971)

【国際特許分類】

| | | |
|---------|---------|-----------|
| A 6 1 K | 36/48 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 43/00 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 7/00 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 7/06 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 45/00 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 38/00 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 38/22 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 31/7016 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 31/7004 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 31/7012 | (2006.01) |

【F I】

| | | |
|---------|---------|-------|
| A 6 1 K | 35/78 | J |
| A 6 1 P | 43/00 | 1 2 1 |
| A 6 1 P | 7/00 | |
| A 6 1 P | 7/06 | |
| A 6 1 P | 43/00 | 1 0 5 |
| A 6 1 K | 45/00 | |
| A 6 1 K | 37/02 | |
| A 6 1 K | 37/24 | |
| A 6 1 K | 31/7016 | |
| A 6 1 K | 31/7004 | |
| A 6 1 K | 31/7012 | |

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月14日(2012.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

キバナオウギ(Astragalus membranaceus)の抽出物を含む組成物であって、その抽出物が、

4.0:1から5.0:1の範囲のアラビノース:ガラクトース比;

約5%から約10%のラムノース;

約15%から約20%のガラクトース;

約10%から約20%のガラクツロン酸;

2重量%以下のタンパク質;

約10%から約15%のグルコース;を含み、

かつ、その抽出物が、キバナオウギから粗抽出物を単離することと、粗抽出物を酸で穩

やかに処理することとを含む第1のプロセスを用いて調製され、その穏やかに処理することが、約0.05Mから約0.5Mの濃度で、約15から25の温度で、約1時間から約24時間の間、酸を粗抽出物に適用することを含み、酸を適用する温度及び時間が、前記のアラビノース：ガラクトース比、ガラクトース含有量、グルコース含有量、及び高収率を得るように選択され、かつ、

その抽出物の収率が、3.5：1未満のアラビノース：ガラクトース比、20%から35%のガラクトース、及び約10%未満のグルコースを得るように選択される温度及び時間で、酸を粗抽出物に適用することを含む第2のプロセスを用いて生成されるキバナオウギの抽出物の収率よりも実質的に高い

ことを特徴とする組成物。

【請求項2】

キバナオウギが、マメ科ナイモウオウギ(*A. membranaceus* Bge. var. *mongolicus* (Bge.) Hsiao)またはマメ科キバナオウギ(*A. membranaceus* (Fisch.) Bge.)である

請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

キバナオウギが、中華人民共和国の内モンゴル自治区または山西省で生育したものである

請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

根が、約2年もののキバナオウギ植物に由来するものである

請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

少なくとも100キロダルトンの重量平均分子量を有する

請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

少なくとも80重量%の炭水化物を有する

請求項1に記載の組成物。

【請求項7】

酸が、トリクロロ酢酸または塩酸である

請求項1に記載の組成物。

【請求項8】

水溶液中、約4.5から約6.5のpHを有する

請求項1に記載の組成物。

【請求項9】

造血を刺激する薬剤を含む

請求項1に記載の組成物。

【請求項10】

顆粒球コロニー刺激因子、顆粒球マクロファージコロニー刺激因子、エリスロポエチン及び赤血球生成促進因子、トロンボポエチン、インターロイキン-3、及びそれらの誘導体からなる群から選択される薬剤を含む

請求項1に記載の組成物。

【請求項11】

治療的有効量の請求項1に記載の組成物と水性注射用賦形剤とを含む

ことを特徴とする水性注射用製剤。

【請求項12】

請求項1に記載の抽出物を調製する方法であって、

粗抽出物をキバナオウギから単離することと、粗抽出物を酸で穏やかに処理することとを含み；

穏やかに処理することが、約0.05Mから約0.5Mの濃度で、約15から25

の温度で、約1時間から約24時間の間、酸を粗抽出物に適用することを含み、酸を適用する温度及び時間が、4.0:1から5.0:1の範囲のアラビノース：ガラクトース比；約5%から約10%のラムノース；約15%から約20%のガラクトース；約10%から約20%のガラクツロン酸；約10%から約15%のグルコース；及び2重量%以下のタンパク質を得るように選択される

ことを特徴とする方法。

【請求項13】

キバナオウギの高収率抽出物を含む組成物であって、その抽出物が、
約3.5:1を超えるアラビノース：ガラクトース比；
約5%から約10%のラムノース；
約15%から約20%のガラクトース；
約10%から約20%のガラクツロン酸；
約10%から約15%のグルコース；を含む
ことを特徴とする組成物。

【請求項14】

組成物が、治療的有効量で医薬品を投与することにより哺乳動物における特発性血小板減少性紫斑病を治療する医薬品の製造に用いられる

請求項13に記載の組成物。

【請求項15】

組成物が、治療的有効量で医薬品を投与することにより哺乳動物における特発性血小板減少性紫斑病を治療する医薬品の製造に用いられる

請求項13に記載の組成物。

【請求項16】

キバナオウギの高分子量抽出物を含む組成物であって、
その抽出物が、
約2.0:1超から約4.0:1超のアラビノース：ガラクトース比；
約5%から約15%のアラビノース；
約2%から約4.0%のラムノース；
約8%から約25%のガラクトース；
約5%から約25%のグルコース；を含み、
組成物が、治療的有効量で前記医薬品を投与することにより、哺乳動物における特発性血小板減少性紫斑病を治療するための医薬品の製造に用いられる
ことを特徴とする組成物。